

3 認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		利用者の数 が利用定員を 超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準を満たさ ない場合	2時間以上3 時間未満の 認知症対応 型通所介護 を行う場合	7時間以上9時 間未満の認知 症対応型通 所介護の前後 に日常生活上 の世話を行う 場合	入浴介助を 行った場合	個別機能訓 練加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	事業所と同一 建物に居住す る者又は同一 建物から利用 する者に認知 症対応型通 所介護を行う 場合	事業所が送 迎を行わない 場合		
イ 認知症 対応型 通所 介護費 (I)	(1) 認知症対応型 通所介護費(i)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (564 単位)	×63/100	×63/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位
			要介護2 (620 単位)											
			要介護3 (678 単位)											
			要介護4 (736 単位)											
			要介護5 (792 単位)											
	(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (866 単位)												
		要介護2 (958 単位)												
		要介護3 (1,050 単位)												
		要介護4 (1,143 単位)												
		要介護5 (1,236 単位)												
	(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (986 単位)	9時間以上10時間 未満の場合 +50単位											
		要介護2 (1,092 単位)												
		要介護3 (1,199 単位)												
		要介護4 (1,307 単位)												
		要介護5 (1,414 単位)												
(2) 認知症対応型 通所介護費(ii)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (610 単位)		×63/100	×63/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位
		要介護2 (661 単位)												
		要介護3 (712 単位)												
		要介護4 (763 単位)												
		要介護5 (814 単位)												
	(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (878 単位)												
		要介護2 (961 単位)												
		要介護3 (1,044 単位)												
		要介護4 (1,126 単位)												
		要介護5 (1,209 単位)												
	(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (996 単位)	9時間以上10時間 未満の場合 +50単位											
		要介護2 (1,092 単位)												
		要介護3 (1,176 単位)												
		要介護4 (1,267 単位)												
		要介護5 (1,358 単位)												
ロ 認知症 対応型 通所 介護費 (II)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (270 単位)		×63/100	×63/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位	片道につき -47単位
		要介護2 (280 単位)												
		要介護3 (289 単位)												
		要介護4 (299 単位)												
		要介護5 (309 単位)												
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (439 単位)												
		要介護2 (454 単位)												
		要介護3 (470 単位)												
		要介護4 (486 単位)												
		要介護5 (502 単位)												
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (506 単位)	9時間以上10時間 未満の場合 +50単位											
		要介護2 (524 単位)												
		要介護3 (542 単位)												
		要介護4 (560 単位)												
		要介護5 (579 単位)												
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき、10単位を加算)	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき、12単位を加算)													
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ (1回につき、6単位を加算)													
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ニ (1回につき、6単位を加算)													
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×68/100)	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×38/100)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+(2)の90/100)													
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、+(2)の80/100)													

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目